

○一関市ふるさと応援寄附返礼品開発等支援補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第109号

(目的)

第1 ふるさと応援寄附の返礼品又は返礼サービスを新たに開発等を行うことにより地域資源の活用を促進し、地域の活性化を図るため、事業者等が行う返礼品等の開発等に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 返礼品等 関係する各種法令を遵守した生産、製造、加工、提供等を行っている品物又はサービスで、既に一関市ふるさと応援寄附返礼品に採用されている、又は将来採用される見込みのあるものをいう。
- (2) 事業者等 一関市ふるさと応援寄附返礼品協力事業者として登録されている事業者又は登録予定の事業者をいう。
- (3) 開発等 返礼品等の新たな開発又は既存の返礼品等の魅力を向上させるために行う改良をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としなない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (2) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 公序良俗に反する事業又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者
- (5) その他市長が不相当と認める者

(補助金の交付対象事業及び対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、返礼品等の開発等で、かつ、申請日の属する年度内に完了する事業とする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業に要する賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

(1) 返礼品の広報又は販売促進を目的とする経費

(2) モデル、カメラマン、スタイリストその他の外部専門家への謝金等であって、返礼品の外観価値の演出のみを目的とする経費

(3) 事業者等又は個人の資格取得、技能習得、研修受講等返礼品の開発等に直接必要と認められない経費

(4) 事業者等が通常の営業活動に要する経費

(5) 保険、共済等による保険金等の支払いを受け、又は受けようとしている経費

(6) 市、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている経費

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、備品購入費については50万円を限度とし、総額で100万円を限度とする。

(補助金の交付の決定)

第6 市長は、補助対象者から補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、交付を決定するものとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の2割を超える増減

(2) 補助金の額に変更が生じる変更

(申請の取下期日)

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(前金払)

第9 補助金の前金払を請求しようとするときは、ふるさと応援寄附返礼品開発等支援補助金前金払請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(立入検査等)

第11 市長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第12 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和5年4月1日から施行する。

改正文(令和8年3月25日告示第80号抄)

令和8年4月1日から施行する。